

【一般会員へのご入会お申込みについて】

一般会員の入会基準は、入会お申込み時に以下の①、②のいずれかの要件を満たしていることに加えて、『当法人の目的に賛同し入会する<一般社団法人FLIPコンソーシアム定款第6条の2>に定める国内の法人または個人で、FLIPの高度な利用実績および当法人と十分な取引実績があると理事会が承認した者』が対象となります。

- ① 入会前にFLIPver.6.0.6／ver.7シリーズまたは7.1.3の使用権を保有していること。
- ② 第三期FLIP研究会員、第四期FLIP研究会員、または当法人のユーザー会員のいずれかであること。

【別紙のご提出について】

以下の資料を別紙でご提出される場合は、カスタマーサービス宛にメール添付または郵便にてお送りください。

『FLIP関連の論文のコピー』・・・FLIP関連の論文の発表歴がある方のみ（数が多い場合は、代表して2～3編をお送りください。）

提出先：一般社団法人FLIPコンソーシアム事務局 カスタマーサービス

<E-Mailの場合> info@flip.or.jp

<郵便の場合> 〒604-0844 京都府京都市中京区仲保利町185 時事通信社ビル5階

【その他、入会のお申込に関する注意事項など】

- ・入会のお申込みにあたり、必ず事前に別紙「一般社団法人FLIPコンソーシアム定款」および「一般社団法人FLIPコンソーシアム会員規約」の内容をご確認ください。
- ・一般会員へのご入会は、弊法人の理事会の承認が必要となります。お申込書にご記入頂きました情報およびご提出頂きました書類の内容を基に別に定める入会基準に沿って入会の審査を致します。入会審査の結果は文書で通知させていただきます。
なお、審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございますのでご了承くださいませ。
- ・入会審査につきまして、ご提出頂いた申込書の内容では不明な点がある場合などは、追加資料のご提出を依頼することがございます。
- ・入会申込書、その他ご提出頂きました書類の内容に万が一虚偽または不正な記述があった場合や、記述に不備があり入会基準に満たないと判明した場合は、理事会にて入会を承認後であっても会員資格を喪失および会員種別の変更となる場合がございます。
- ・手続きの進行や審査の状況などによりまして、お申込みを頂きましてから入会手続きの完了までに約2～3ヶ月かかることがあります。
- ・理事会にて入会が承認されました場合は、「入会承諾書」および入会費用の「請求書」をお送り致します。入会承諾書の返信と入会費用の納付をもちまして入会手続きの完了となります。
- ・ユーザー会員のお客様、FLIPver.6.0.6／ver.7シリーズをご購入いただいたお客様（アカデミック版を除く）、または、「第4期FLIP研究会」および「第3期FLIP研究会」の会員だったお客様は、入会金に割引がございます。
詳細は別紙「入会のご案内」をご覧ください。

【入会のお申込みに関するお問い合わせ先】

一般社団法人FLIPコンソーシアム事務局 カスタマーサービス <E-Mail : info@flip.or.jp >

〒604-0844 京都府京都市中京区仲保利町185 時事通信社ビル5階 TEL : 075-253-1240